

令和8年8月27日からの大雨に伴う災害等の被災者の皆さまへ

今回の令和8年8月27日からの大雨により被害を受けられた被災者の皆さまに対し、謹んでお見舞い申し上げます。

富山銀行（頭取 中沖 雄）では、今回の被災者の皆さまに以下のお取扱いをさせていただくことと致しましたので、窓口までご遠慮なくご相談ください。

1. 預金証書、通帳、お届けの印鑑を紛失された場合でも、預金者であることが確認できれば払戻しに応じます。
2. ご事情を確認のうえ、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応じます。
また、当該預金等を担保とする貸付にも応じます。
3. 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形につきましては、関係金融機関と話し合いのうえ、取立ができるように努めます。
4. 災害時における手形等の不渡処分につきましては、ご事情を考慮し対応いたします。また、電子記録債権の不渡処分や利用契約の解除等につきましても同様とします。
5. 損傷した紙幣や貨幣のお引換えについてご相談に応じます。
6. 国債を紛失した場合のご相談に応じます。
7. 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、審査手続きの簡便化、ご融資の迅速化、既存のご融資にかかる返済猶予等の条件変更等、被災者の皆さまの便宜を考慮して対応いたします。
8. 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用に係るご相談に応じます。
9. 罹災証明書が必要な手続きでも、市町村における交付状況等を勘案し、現況の写真の提出など他の手段による被災状況の確認や罹災証明書の後日提出に応じる等、被災者皆さまの便宜を考慮して対応いたします。
10. 休日又は平常時間外におきましても、お客さまの安全に十分配慮し、ATM等において現金の払戻しを行っております。

以 上

.....
本件に関するお問い合わせ先

〒933-8606 富山県高岡市下関町3番1号

富山銀行 お客様サポート室

Tel 0766-27-0164